

歴史用語解説

朝鮮戦争

一九五〇年六月二十五日未明、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）軍約十萬が三八度線の国境線を各所で突破、一挙に韓国へなだれ込み、朝鮮戦争が勃発した。不意を突かれた韓国軍は敗走、南下する北朝鮮軍は三日目に首都ソウルを占領した。国連安保理会は、「北」の南侵と認定し軍事制裁を決議、米軍を主体とする国連軍が投入され、国連軍総司令官にマッカーサー元帥が任命された。その後、国連軍は米軍の後押し、「北」は中国の参戦で一進一退を続けた。そのうち三八度線をはさんでの攻防の一方で停戦の動きが出始め、マッカーサー解任、休戦予備会談、米軍機の中朝国境の爆撃などを経て一九五三年七月二十七日、休戦協定が成立した。この戦争での

被害は、死者が、北朝鮮二五〇万人、韓国一三三万人（南より北の被害が甚大、米軍の空爆）。中国軍百万人、米軍六万三千人で、離散家族は一千万人にもなる。冷戦下の一九四八年に民族を分断する二つの国家を成立させたために起きた戦争で、日本が物資調達の特需景気を得て経済復興したことも事実である。

警察予備隊の誕生

第二次世界大戦後、中華人民共和国の成立とともに、米ソの冷戦は一層厳しさを増した。米国の対日管理政策も、非軍事化・民主化の改革から、日本の経済的自立とともに、極東における共産主義への防波堤とする方向に重点を移した。

一九五〇年頭、連合国最高司令官マッカーサーは、日本の自衛権

を強調するとともに、講和条約の実現に触れた。六月にはダレスが来日し、吉田首相などと講和問題について協議した。

その直後の六月二十五日、朝鮮半島で戦争が勃発したので、在日米軍は朝鮮半島に出動し、日本国内の基地は手薄となった。

マッカーサーは吉田首相に、七万五千人の警察予備隊の創設と海上保安庁八千人の増員を指令した。日本政府は、警察予備隊令を制定・公布した。警察予備隊設立の理由として吉田首相は、従来の警察と協力して、国内治安の維持に万全を期すためであると説明した。

サンフランシスコ条約

サンフランシスコ条約とは、敗戦国である日本と連合国の講和条約である。

一九五一年九月八日太平洋戦争を法的に終わらせる平和条約は、ソ連を除く他の連合国と日本との間において調印され、一九五二年四月二十八日発効。日本の領土の範囲、賠償を規定。日本はこの条約により主権を回復した。

日本政府はこの条約の発効に伴い、私たち（在日）の意見も聞かぬままに、一方的に日本国籍を剥奪し、名実ともに外国人とした。そして韓国・朝鮮人に、出入国管理令と外国人登録法を適用した。しかし、旅券を所持し自らの意思と目的を持って日本に入国し、その目的にそって在留資格や法的地位を決められる一般の外国人を対象とする出入国管理令によって、昨日まで日本国籍を有するものと認めていた韓国・朝鮮人の在留資格や法的地位を同様に扱ったことに疑問が残る。

韓国・朝鮮人の在留資格や法的地位を考えるならば、「永住」か「内国民待遇」しかありえないはずだった。しかし、日本政府は自らが招いた結果に対する反省や責任を考えずに、人道的・道徳的措置では無く、自らの都合主義と論理により、当事者の意見を聞くことなく一方的に行った。そして韓日基本条約が締結されるまでの十三年間の間、日本政府はこれらの不安定な法的地位をそのままにした。

一方、それまでの外国人登録令を改正し、講和条約締結の一九五二年に外国人登録令を施行し、指紋捺捺制度・常時携帯制度などを

整備した。出入国管理令と外国人登録法によって在日外国人とりわけ在日韓国・朝鮮人を管理・抑圧・追放する体制が確立された。

このことについて日本政府は、「朝鮮の独立を承認する。従って在日朝鮮人は朝鮮国籍を回復すること」を明らかにし、植民地支配によって押し付けられた日本国籍は、平和条約の発効と共に当然に消滅するという立場をとった。そして、「平和条約の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する戸籍及び戸籍事務の処理について」の通達を発した。それは、次のような内容からなっている。

朝鮮及び台湾は、条約発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本国籍を喪失する。

もと朝鮮人又は台湾人であった者でも、条約の発効前に内地人との結婚・縁組等の身分行為により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは、内地人であつて、条約発効後も何らの手續を要することなく、引き続き日本の国籍を保有する。

もと内地人であつた者でも、条約の発効前に朝鮮又は台湾人と

の婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せらるべき事由の生じたものは、朝鮮人又は台湾人であつて、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。

条約発効後に、朝鮮人及び台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様、もっぱら国籍法の規定による帰化の手續によることを要する。

なお、右帰化の場合、朝鮮人及び台湾人は、国籍法の「日本国民であつた者」及び「日本の国籍を失つた者」に該当しない。

この通達にもとづき、在日は終戦後も、自分の間、保有しているとした日本国籍を喪失し、外国人としての法的地位におかれるが、外国人登録令の適用上外国人とみなし、参政権を剥奪されるなど、事実上外国人として取扱われてきたそれまでの処遇からすれば、むしろ当然の帰結であるといえる。ただ、この場合においても、日本国籍を取得しようとする場合は「日本の国籍を失つた者」とは認めず、一般外国人と同じ帰化手續によることとしていることは見逃すことができない。つまり、植民地支配の下にあつて、「皇民化」と「朝鮮

一体」というスローガンの下に進

められた同化政策が、いかに欺瞞的であつたかを今一度示すものであつた。

もつとも、武力を背景に押し付けた併合条約は、はじめから無効であり、無効な条約にもとづきその意志に反して強制された日本国籍もその合法性を認められないものである以上、「日本の国籍を失つた者」として扱ふこと自体不当であるといふべきであり、民事局長の通達はこのような朝鮮民族の立場と一致するという皮肉な結果さえ生み出している。にもかかわらず、平和条約の発効に伴う在日朝鮮人の国籍処理を、上述のような植民地支配とそれに対する朝鮮民族の基本的立場を離れて、純粋な法理または領土帰属変更と住民の国籍処理に関する国際慣例に照らしてみると、さまざま問題と疑問を呈している。

そして、国籍を取得し選択することは、個人の人權と基本的自由に関する問題であり、また、領土帰属の変更に伴う住民の国籍は、当該個人の選択に委ねるべき問題である。従つて、在日朝鮮人に国籍選択の機会を与えることなく、一方的に処理したことは、基本的人權の侵害である。少数民族として存在しつづける

ことをおそれ、それまで「忠誠なる皇国民」を強制しながら、国籍を剥奪するばかりでなく、つまり「元は日本国民」であつたことさえ否定する。こつした政策は、日本政府の対韓国・朝鮮人政策が、法もしくは道義上から求められる視点はひとかけらもなく、つねに自らの都合と必要に応じて形成・実施されてきたことを示すものである。

それを端的表した問題が、戦後補償である。一九五二年四月三日、三六万人の軍人・軍属が外国籍になつたため援護法の対象外になつてしまふ。アジア・太平洋戦争において「帝国臣民」として軍人・軍属に徴用された朝鮮人は二十四万二千二百四十一人いたが、日本政府は戦傷病者戦没者遺族等援護法を制定する際、国籍条項を設けた。

さらに三日後の五月一日、第二十三回メーデー（血のメーデー）が起こつた。明治神宮の外苑に五〇万人が集まり、デモ隊は警官隊と衝突。千二百三十名が逮捕され、その内在日が百三十人だった。

朝鮮人の参加者は五千人とも一万人とも言われているが、朝鮮人が暴動を起こした」とデマが、日本国中に流布された。